

## 目 次

### 第1編 健康保険法（一般被保険者関係）

---

#### ① 事業所の適用等

- Q 1 「協会けんぽ」とは？ 2
- Q 2 厚生年金保険には加入せず、健康保険のみの加入は可能か？ 3
- Q 3 本社と支社を一括適用とすることができますか？ 4
- Q 4 個人経営商店は健康保険に加入できないのか？ 6
- Q 5 外国人が事業主でも健康保険は適用されるか？ 6
- Q 6 新規加入の申請手続は？ 7
- Q 7 70歳以上の社長のみの会社でも、社会保険の適用事業所か？  
9
- Q 8 事業所廃止時の手続は？ 10
- Q 9 特定適用事業所に該当しなくなった場合はどうなるのか？ 11
- Q 10 従業員数500以下の事業所でも、特定適用事業所になれるのか？  
12
- Q 11 健康保険の手続は、電子申請でなければ受け付けてもらえない  
のか？ 13

---

#### ② 被保険者の資格取得と喪失

- Q 12 代表取締役は被保険者になれるか？ 15
- Q 13 自宅待機、一時帰休等の場合の被保険者資格は？ 16
- Q 14 2つの会社に勤務した場合、健康保険はどうなるのか？ 16
- Q 15 新規適用時、長期病欠者は加入できるか？ 17
- Q 16 パートタイマーも加入できるか？ 18

## 2 目 次

- Q17 小さな会社のパートタイマー（週20時間の勤務者）も加入できるか？ 19
- Q18 外国人も加入できるか？ 20
- Q19 個人で任意加入できる制度はあるのか？ 21
- Q20 任意適用事業所でなくすることはできるか？ 23
- Q21 日雇特例被保険者から一般被保険者への切替え日はさかのぼるのか？ 24
- Q22 試用期間中は被保険者にしなくてもよいか？ 25
- Q23 採用日と出勤日が異なる場合、資格取得年月日はいつになるのか？ 25
- Q24 採用したのに年金事務所への届出を忘れた時は？ 26
- Q25 4月1日付転勤の場合の資格喪失日はいつか？ 27
- Q26 月の中途退職者に月末まで給与支払がある場合、資格喪失の年月日はいつか？ 28
- Q27 関連会社へ出向した場合の被保険者資格はどうなるか？ 28
- Q28 定年到達後、嘱託として雇用された者の被保険者資格はどうなるのか？ 29

---

### ③ 報酬および標準報酬月額

- Q29 健康保険と厚生年金保険における「報酬」と「賞与」の範囲はどのようにになっているか？ 31
- Q30 年度の途中から、賞与を年間4回支給する場合は、いつから報酬に含めるのか？ 32
- Q31 2つの事業所に勤務した場合の標準報酬月額はどうなるのか？ 33
- Q32 病気療養中の者への見舞金は報酬か？ 34
- Q33 傷病手当金支給の際、通勤手当の取扱いは？ 34
- Q34 病気療養中で無給の者の標準報酬月額はどのように決定されるのか？ 35

- Q35 定時決定等の際、有給休暇取得日数は、支払基礎日数に含めるのか？ 36
- Q36 算定基礎届に関する支払基礎日数について、夜勤労働者等で日をまたぐ勤務の場合の支払基礎日数の考え方 36
- Q37 定時決定の際、4・5・6月の平均報酬額ではなく、年間平均報酬額で算定する方法はないのか？ 37
- Q38 借り上げ社宅の家賃は、標準報酬月額に算入すべき報酬か？ 38
- Q39 特定適用事業所の短時間労働者の算定基礎届はどのように行うのか？ 40
- Q40 隨時改定の際、年間平均の額で報酬月額を改定することはできないのか？ 41
- Q41 産前産後休業終了後に職場復帰したが、給与が下がってしまった場合、今までと同じ保険料額を支払わなければならないのか？ 43
- Q42 育児・介護休業法に基づく育児休業を終了した際の標準報酬月額はどのように改定されるのか？ 44
- Q43 年2回、1回300万円支給の賞与の場合、標準賞与額はいくらになるのか？ 45

---

#### ④ 被扶養者

- Q44 配偶者に内職収入がある場合、被扶養者になれるか？ 47
- Q45 年収が106万円以上ある場合は被扶養者になれないのか？ 48
- Q46 妻が勤めを辞めた時、被扶養者の届出は？ 49
- Q47 三男が両親を被扶養者にすることは可能か？ 50
- Q48 夫婦共働きの場合、子どもは誰の被扶養者にするのか？ 50
- Q49 妻の両親を被扶養者にすることはできるか？ 51
- Q50 外国に住んでいる外国人の妻を被扶養者にすることはできるか？ 52

---

⑤ 業務上・業務外

- Q51 業務上・業務外の判断基準はあるのか？ 54  
Q52 請負仕事中にケガをした場合は、給付を受けられるのか？  
55  
Q53 被保険者5人未満の会社の役員が業務上ケガをした場合の取扱いは？ 56  
Q54 勤務時間中の私用による事故は業務上か？ 57
- 

⑥ 療養の給付

- Q55 資格取得前からの傷病も給付が受けられるか？ 58  
Q56 健康診断は給付の対象か？ 59  
Q57 病院の室料に違いがあるのは何故か？ 59  
Q58 同一疾病か再発かの判断基準は？ 60  
Q59 一部負担金と自己負担額の割合は？ 61
- 

⑦ 療養費

- Q60 自費診療を受けた場合、後日治療費が返還されることがあるのか？ 63  
Q61 資格取得届の提出忘れをした場合は自己負担か？ 64  
Q62 高額療養費はどのように支給されるのか？ 65  
Q63 療養費として支給されるものにはどんなものがあるのか？  
67  
Q64 柔道整復師による施術は保険給付対象か？ 69  
Q65 海外旅行中に病気やケガで治療を受けた場合は、保険の対象にならないのか？ 69  
Q66 入院時食事療養費および入院時生活療養費の支給の内容は？  
71

---

**[8] 傷病手当金**

- Q67 傷病が重複した場合、傷病手当金の支給は2倍になるのか？ 73
- Q68 傷病手当金はいくらもらえるのか？ 74
- Q69 同一疾病の場合、傷病手当金の支給期間は？ 75
- Q70 傷病手当金受給中に家事手伝いをしたら傷病手当金は打ち切られるか？ 76
- Q71 傷病手当金と出産手当金を同時に受けられるか？ 76
- Q72 傷病手当金の差額を事業主が支払うとどうなるのか？ 77
- Q73 傷病手当金受給者が障害厚生年金を受けられるようになるとどうなるか？ 78
- Q74 傷病手当金の支給期間はいつからいつまでか？ 79
- Q75 待期期間の計算は、いつが起算日か？ 80
- Q76 有給休暇は待期期間に含まれるか？ 80
- Q77 傷病手当金を受給していた者が配置転換により従前の業務より軽い業務に就いた場合、以前同様に支給されるか？ 81
- Q78 休業補償給付受給中の者が同時に傷病手当金も受けられるか？ 82
- Q79 傷病手当金と雇用保険の基本手当とを同時に受けられるか？ 83
- Q80 労務可能時の昇給差額が支給された場合、傷病手当金から控除されるのか？ 84
- Q81 傷病手当金の消滅時効はいつか？ 84

---

**[9] 死亡に関する給付**

- Q82 自殺の場合、埋葬料（費）は支給されるか？ 86
- Q83 犯罪行為と因果関係がある場合でも、埋葬料（費）は支給されるか？ 86

- Q84 埋葬料と埋葬費はどう違うのか？ 87  
Q85 埋葬料の請求者は誰か？ 87  
Q86 死産の場合、家族埋葬料は支給されるか？ 88  
Q87 海外で死亡した場合でも埋葬料は支給されるのか？ 89  
Q88 保険給付の受給者が死亡し、まだ支払われない保険給付は、誰が受給できるのか？ 89
- 

## ⑩ 出産に関する給付

- Q89 健康保険での出産とは？ 90  
Q90 出産育児一時金・家族出産育児一時金の直接支払制度とは？ 91  
Q91 双児を出産した場合、出産育児一時金と出産手当金の額は？ 92  
Q92 人工妊娠中絶の場合にも保険給付が受けられるのか？ 93  
Q93 被保険者が出産中に死亡した場合、出産育児一時金・出産手当金は支給されるのか？ 94  
Q94 出産以前に出産手当金の請求はできるか？ 94  
Q95 出産前に請求した出産手当金は、出産予定日と出産の日がずれた場合、どうなるのか？ 95  
Q96 出産手当金受給中に家事従事をすると支給されないので？ 96
- 

## ⑪ 資格喪失後の給付

- Q97 退職後に傷病手当金を受けられるか？ 97  
Q98 資格喪失日が労務不能になった日から4日目の場合、傷病手当金は受けられるか？ 98  
Q99 退職しても出産手当金を受けられるか？ 99  
Q100 退職後でも、出産育児一時金は受けられるか？ 100

Q101 資格喪失後に傷病手当金・出産手当金を受けていた者が死亡した場合、埋葬料は支給されるか？ 100

---

[12] 給付制限

Q102 自殺未遂の場合に健康保険からの給付があるか？ 101

Q103 自動車の無免許運転による事故での治療は給付が受けられるか？ 102

Q104 飲酒運転による事故での治療は給付が受けられるか？ 103

Q105 爭議行為による事故での治療は給付が受けられるか？ 103

Q106 第三者行為による事故と保険給付の関係は？ 104

---

[13] 保 険 料

Q107 傷病手当金から本人負担分の保険料を控除してもよいか？ 106

Q108 40歳になった者の健康保険の保険料額はどのように計算されるのか？ 107

Q109 1ヶ月間に二度転職した場合の保険料はどうなるか？ 108

Q110 標準賞与額に係る保険料はどのように計算されるのか？ 109

Q111 2以上の事業所に勤務する被保険者の保険料の事業主負担分はどう計算するのか？ 111

Q112 資格取得年月日の誤りがあった場合、さかのぼり分の保険料を控除してもよいか？ 111

Q113 月末退職者の保険料は、どのように控除すればよいか？ 112

Q114 産前産後休業期間中の保険料は免除されないのか？ 113

Q115 育児休業期間中の保険料の免除はいつからいつまでか？ 114

Q116 協会けんぽの保険料率はどのように決められるのか？ 116

---

**14 その他の事項**

- Q117 社会保険審査官等に審査請求ができる者は誰か？ 118  
Q118 審査請求ができる事項は何か？ 118  
Q119 保険給付を受ける権利の消滅時効は何年か？ 119  
Q120 健康保険の各種手続を行う際、書類に事業主等の押印は必要か？ 119

---

**15 健康保険組合関係**

- Q121 健康保険組合と全国健康保険協会（協会けんぽ）との違いは何か？ 121  
Q122 健康保険組合の特色は何か？ 122  
Q123 健康保険組合の事業はどのように運営されているか？ 123  
Q124 健康保険組合の一般保険料率と介護保険料率は協会けんぽと違うか？ 124  
Q125 健康保険組合が解散するとどうなるか？ 124

---

**第2編 健康保険法（日雇特例被保険者関係）**

---

**① 日雇特例被保険者の資格取得**

- Q126 6ヶ月～9ヶ月間のみ雇用する場合、日雇特例被保険者になるのか？ 128  
Q127 日雇労働者が適用除外になる場合とは？ 129  
Q128 保険料の納付と保険料額は？ 131  
Q129 1日において2力所の事業所に勤務した場合の保険料納付は2回か？ 133

Q130 加入させなければならない日雇特例被保険者を放置した場合は  
どうなるか？ 133

Q131 日雇特例被保険者の適用事業所とは？ 134

Q132 午前0時をはさんで連続勤務した場合、勤務日数は何日か？  
135

---

## ② 保険給付

Q133 手帳交付されて6ヶ月足らずの場合、受けられる給付はある  
か？ 136

Q134 治療を受けるに当たり、給付期間に制限はあるのか？ 138

Q135 療養の給付を受けるためにはどのような手續が必要か？ 139

Q136 日雇特例被保険者と一般の被保険者とでは療養の給付の内容に  
違いはあるか？ 139

Q137 傷病手当金の受給要件と支給額は？ 140

## 第3編 厚生年金保険法

---

## ① 日本年金機構

Q138 日本年金機構とは 144

Q139 被用者年金一元化による被保険者の種別 146

Q140 マイナンバー制度 146

Q141 年金分野のマイナンバー利用 148

Q142 マイナンバー未収録の厚生年金保険被保険者 149

Q143 マイナンバーによる届出と様式変更 150

Q144 「ねんきんネット」と「マイナポータル」 151

**[2] 被保険者の資格**

- Q145 被保険者の資格 152  
Q146 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大 154  
Q147 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大の適用単位 156  
Q148 育児休業等の保険料免除 158  
Q149 社会保障協定 159
- 

**[3] 被保険者期間の計算**

- Q150 被保険者期間の計算方法 160
- 

**[4] 保険給付**

- Q151 納付を受ける手続 163  
Q152 年金の支払方法 164  
Q153 年金額の端数処理 165  
Q154 未支給の保険給付 166  
Q155 厚生年金保険の脱退一時金 167
- 

**[5] 時 効**

- Q156 年金の消滅時効 169
- 

**[6] 老齢厚生年金**

- Q157 老齢厚生年金の支給要件 171  
Q158 60歳から支給される老齢厚生年金 172  
Q159 老齢年金受給資格期間25年から10年に短縮 173  
Q160 老齢年金受給資格期間10年に短縮と合算対象期間 174

- Q161 在職中に受ける老齢厚生年金 175  
Q162 70歳到達時の被保険者等の届出 177  
Q163 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大と長期加入者・障害者特例 178  
Q164 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整 180  
Q165 雇用保険の基本手当との調整 181  
Q166 老齢厚生年金の額と計算方法 183  
Q167 老齢厚生年金の額の改定 193  
Q168 加給年金額がもらえる場合 194  
Q169 老齢厚生年金を遺族が請求する場合 199  
Q170 老齢厚生年金の受給権の消滅 200  
Q171 老齢厚生年金の請求手続 200  
Q172 老齢厚生年金の支給の繰下げ 201  
Q173 老齢厚生年金の支給の繰下げと加給年金 202  
Q174 老齢厚生年金の受給権者の手続 203

---

## ⑦ 障害厚生年金

- Q175 障害厚生年金の受給要件 206  
Q176 障害の程度の等級区分 207  
Q177 障害厚生年金の受給資格と期間の通算 208  
Q178 2つ以上の障害厚生年金の受給権の調整 209  
Q179 障害厚生年金の額の計算 210  
Q180 障害認定日以後の厚生年金保険被保険者期間 212  
Q181 障害厚生年金の改定請求 212  
Q182 障害厚生年金の受給期間と消滅事由 213  
Q183 障害認定後に傷病が重くなった場合 214

---

⑧ 障害手当金

- Q184 障害手当金の受給要件 216
  - Q185 障害手当金の目的 217
  - Q186 障害厚生年金の併合改定と障害手当金 217
  - Q187 障害手当金の額の計算 218
- 

⑨ 遺族厚生年金

- Q188 遺族厚生年金の目的 219
- Q189 遺族厚生年金の支給要件 219
- Q190 受給資格期間短縮と遺族厚生年金の受給要件 221
- Q191 障害厚生年金の受給権者が死亡したときの遺族厚生年金の支給  
222
- Q192 遺族厚生年金を受給できる遺族の範囲 222
- Q193 夫が妻の遺族厚生年金を受けられる場合 224
- Q194 遺族厚生年金の額の計算 224
- Q195 労働基準法の遺族補償と厚生年金保険の遺族厚生年金 226
- Q196 支給停止と遺族厚生年金裁定請求 227
- Q197 損害賠償金の受領と遺族厚生年金の支給停止 228
- Q198 遺族厚生年金の併給調整 229
- Q199 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の調整 229
- Q200 遺族厚生年金と老齢基礎年金の併給の調整 231
- Q201 遺族厚生年金の受給権の消滅事由 231
- Q202 内縁関係の遺族厚生年金受給 233
- Q203 遺族厚生年金受給の優先順位 233
- Q204 配偶者の再婚と子どもの遺族厚生年金受給権 234
- Q205 養父母の遺族厚生年金受給権 235
- Q206 死亡当時胎児であった子の遺族厚生年金 235
- Q207 遺族厚生年金受給権者と先順位者の出現 236

- Q208 遺族厚生年金受給権者の養子縁組 236
  - Q209 死亡の推定と遺族厚生年金の支給 237
  - Q210 死亡とみなされた場合の遺族厚生年金の支給 238
- 

## 10 厚生年金基金関係

- Q211 老齢厚生年金と厚生年金基金との関係 239
  - Q212 厚生年金基金制度の解散・移行 239
  - Q213 企業年金連合会（存続連合会・新連合会） 240
- 

## 11 離婚時の厚生年金の分割

- Q214 離婚時の厚生年金の分割の仕組み 242
  - Q215 離婚時の厚生年金の分割の効果 243
  - Q216 事実婚の取扱い 243
  - Q217 複数の婚姻期間がある場合の離婚分割 244
  - Q218 按分割合 245
  - Q219 年金分割の合意書と代理人 246
- 

## 12 第3号被保険者期間における厚生年金の分割

- Q220 第3号分割の仕組み 248
- Q221 具体的な分割方法 249
- Q222 年金額の改定 250
- Q223 第3号分割と離婚分割との関係 250

## 第4編 国民年金法

---

### ① 被保険者の資格

- Q224 被保険者 254
- Q225 加入の手続 255
- Q226 基礎年金番号通知書 256
- Q227 マイナンバー制度 256
- Q228 被保険者と各種の給付 257
- Q229 第3号被保険者の国民年金への加入と保険料 258
- Q230 第3号被保険者の加入要件 258
- Q231 第3号被保険者の届出の特例 259
- Q232 第3号被保険者期間の特例 260
- Q233 国民年金の被保険者の種別 262

---

### ② 保険料

- Q234 保険料の免除 263
- Q235 保険料の納付の特例 266
- Q236 学生納付特例制度 266
- Q237 失業等による特例免除 267
- Q238 配偶者のDV被害による特例免除 268
- Q239 未婚のひとり親等の保険料免除 269
- Q240 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度 270
- Q241 産前産後の国民年金保険料免除期間中の付加保険料 271
- Q242 産前産後期間の国民年金保険料免除とその他の免除・猶予 272

---

**③ 保険給付**

- Q243 受給権の発生と請求手続 273
  - Q244 年金受給権者の氏名変更 274
  - Q245 国民年金の脱退一時金 275
- 

**④ 老齢基礎年金**

- Q246 老齢基礎年金の支給要件と年金額 277
  - Q247 年金額の改定 283
  - Q248 老齢基礎年金の受給資格の取得と脱退 284
  - Q249 厚生年金保険の老齢厚生年金と国民年金の老齢基礎年金の併給  
285
  - Q250 老齢基礎年金の受給資格期間の特例 286
  - Q251 老齢年金生活者支援給付金 289
  - Q252 給与収入がある場合の老齢年金生活者支援給付金 291
- 

**⑤ 障害基礎年金**

- Q253 障害基礎年金の支給要件と年金額 292
  - Q254 障害基礎年金の失権・年金額の改定請求 293
  - Q255 離婚に伴う障害基礎年金の子の加算 294
  - Q256 児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整 295
  - Q257 特別障害給付金 296
  - Q258 障害年金生活者支援給付金 298
- 

**⑥ 遺族基礎年金**

- Q259 遺族基礎年金の支給要件と年金額 300
- Q260 遺族年金生活者支援給付金 301

---

⑦ 国民年金基金関係

- Q261 制度の目的 303
- Q262 年金の種類と掛け金 304
- Q263 年金のモデル 305
- Q264 遺族一時金 312
- Q265 中途脱退の給付 312
- Q266 掛け金などの税法上の取扱い 313
- Q267 iDeCoと国民年金基金 313

---

⑧ 年金担保貸付事業

- Q268 年金担保貸付事業の趣旨・背景 315
- Q269 年金担保貸付事業の申込受付終了 316

第5編 高齢者の医療の確保に関する法律

- Q270 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）とはどんな制度か？  
318
- Q271 加入の手続は必要か？ 319
- Q272 後期高齢者医療制度の保険医療機関等での負担はどのように決められているか？ 320
- Q273 高額療養費および高額介護合算療養費の自己負担限度額はどのように計算されるか？ 322
- Q274 傷病手当金を受けていた者が75歳になると受けられなくなるか？ 325
- Q275 後期高齢者医療制度の費用はどこが賄っているのか？ 325
- Q276 後期高齢者医療制度の保険料はどのように決められるのか？  
326

## 第6編 介護保険法

Q277 制度の概要は？ 330

Q278 要介護・要支援の認定はどのように行われるか？ 332

Q279 介護保険の保険給付にはどのようなものがあるか？ 333

Q280 介護保険の保険料の算定基準、納付方法は？ 334

## 1 事業所の適用等

Q1

「協会けんぽ」とは？

「協会けんぽ」という組織について、現在、健康保険の運営はどうのようになっているのか教えてください。

A

現行の健康保険法に基づく適用業務、保険給付および保険料の徴収等の運営を行っている保険者は、全国健康保険協会（全国健康保険協会管掌健康保険）と健康保険組合（組合管掌健康保険）です。

健康保険組合については後述しますので、ここでの説明は省きます。

法律改正により、平成20年10月に、従前の政府管掌健康保険が全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）に改変されました。

協会けんぽの組織は、東京都に本部、各都道府県に1つずつ支部が置かれています。本部には運営委員会、支部には評議会が設置され、事業主および被保険者の意見に基づく自主自立の運営が行われています。

保険給付や保健事業の内容については、法律改正以前と同様ですが、各種の申請書および届出書の提出先が、次のようになっています。

〈協会けんぽの都道府県支部に提出〉

- ・保険給付関係（各種保険給付の申請書）
- ・任意継続被保険者関係（資格喪失申出書・被扶養者届・住所変更届等）
- ・健康保険被保険者証関係（再交付申請書等）
- ・保健事業関係（健診・保健指導の申込）

- ・貸付事業関係（高額医療費・出産費貸付の申込）

〈日本年金機構の年金事務所に提出〉

- ・事業所関係（新規適用届・事業所関係変更届等）

- ・被保険者資格関係（資格取得届・資格喪失届・被扶養者（異動）届・報酬月額変更届・報酬月額算定基礎届・賞与支払届等）

- ・事業所の保険料納付関係（保険料口座振替納付（変更）申出書）

保険料計算をするための保険料率については、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者および当該都道府県に居住する任意継続被保険者）を単位に決められます。そのうち一般保険料率は、1000分の30から1000分の130までの範囲で都道府県単位保険料率として協会が決定します。

なお、詳細については、管轄の日本年金機構の年金事務所（以下「年金事務所」という）および協会けんぽの都道府県支部にお問い合わせください。

## Q2

厚生年金保険には加入せず、健康保険のみの加入は可能か？

健康保険だけ適用を受け、厚生年金保険に入らないことができますか。

A

事業所の強制適用事業所については健保法第3条第3項に、厚年法には第6条第1項に、また任意適用事業所については健保法第31条、厚年法第6条第3項に表現の仕方に違いはありますがそれぞれ同じ内容の規定があり、その事業所に使用される者を被保険者とする旨定めています。

しかしながら、任意適用事業所は従業員の2分の1以上の同意と厚生労働大臣の認可（日本年金機構に委任）により適用されるものでありますから、健康保険の適用事業所となることを希望するが厚生年金保険の適用を希望しないことも、またはその逆についても選択ができます。したがって、理論的には健康保

險の被保険者であるが厚生年金保険の被保険者でないこともあります。

ところで国民はどちらかの公的医療保険制度と公的年金制度に加入しなければならないことになっていますので、原則として健康保険と厚生年金保険には一緒に加入することとされます。ただ当該事業所が国民健康保険組合に加入しているときは健保法の適用除外となりますので、特例的に厚生年金保険のみ適用する場合があります。

また、健保法第3条第3項の適用事業所については、原則として片方のみの適用はあり得ないことであり、健康保険の適用を受ける被保険者は厚生年金保険の適用を受ける被保険者（厚生労働省令で定める要件に該当する「70歳以上の使用される者」を含む）でもあるわけです（例外として厚生年金保険では、適用事業所以外の事業所に使用される者が事業主の同意を得て被保険者になれる道が開かれております。これを任意単独被保険者といいます）。

なお、2分の1以上の従業員が健康保険の任意適用を希望していても、事業主が任意適用について申請しない限り（労災保険の場合は過半数、雇用保険では2分の1以上の従業員の希望があると事業主に申請義務があります）、適用を受けられないので、このような事情にあっては、事業主の理解と協力が必要でしょう。

## Q3

### 本社と支社を一括適用とすることができますか？

東京に本社がありますが、埼玉県、千葉県など近県に支店や出張所を有しております。健康保険は本社でまとめて1つの適用事業所としてよろしいでしょうか。

A

健康保険では事業所（事務所・工場・事業場・店舗など）を単位として適用することになっています（昭和18年4月保発905）。しかもその事業所では一定の事業が行われる場所であるという前提にたっています。すなわち、そこに使用される被保険者の身分関係、指揮監督、報酬の支払関係等人事